

規 則

休日勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 香 川 實

埼玉県人事委員会規則七―九一五

休日勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

休日勤務手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―五四一）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「代休日。」を「代休日）又は勤務時間条例第七条の二第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日（」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。